

特定障害者に対する特別障害給付の 支給に関する法律について

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律要綱

1. 特別障害給付金支給制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害給付金を支給し、もって障害者の福祉の向上を図る。

2. 対象者

- ・ 平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・ 昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者であって、任意加入していなかったもののうち、当該任意加入期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当するものとして認定を受けた者

3. 支給額

- 1級：月額5万円（2級の1.25倍）
2級：月額4万円

※拠出制障害基礎年金の趣旨を損なうことなく、福祉的措置として配慮を行う。

- ・ 自動物価スライドを行う（政令）。
- ・ 所得による支給制限を行う（政令）。

4. 費用負担

全額国庫負担

5. 実施主体

- ・ 国が対象者の認定及び給付金の支給の事務を行う。
- ・ 市区町村を支給申請の窓口とする。

6. その他

- ・ 日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。
- ・ 特別障害給付金を受給している場合には、国民年金保険料の申請免除を可能とする。

7. 施行

平成17年4月1日

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」にかかる経緯

○与党提出法案

- ・平成16年 4月 6日
与党年金制度改革協議会「年金を受給していない障害者について（合意）」（別紙1）
- ・平成16年 6月 8日
与党年金制度改革協議会「年金を受給していない障害者に関する立法措置について（合意）」（別紙2）
- ・平成16年 6月10日
「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（案）」
(自民党・公明党)より、衆議院に提出
- ・平成16年11月25日 衆議院可決
修正 (別紙3)
附帯決議 (別紙4)
- ・平成16年12月 3日 参議院可決、成立
附帯決議 (別紙5)

(参考1)

○民主党提出法案

- ・平成16年 6月 9日
「無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案」(民主党)より、衆議院に提出
- ・平成16年12月 3日 上記法律案は廃案

(参考2)

- ・平成14年 7月 「坂口試案」(別紙6)

年金を受給していない障害者について（合意）

平成十六年四月六日
与党年金制度改革協議会

一、年金を受給していない障害者の方々への対応については、「これまでも議論が重ねられており、本協議会の本年二月四日の合意書の中でも、速やかに結論を得る」ととする旨の姿勢を明記したところである。

二、本件については、学生等の国民年金制度の発展過程で生じた特別な事情を考慮して、福祉的な観点から適切な措置を講ずる方向で、立法措置を含めた具体的な検討を行い、速やかに成案を得ることとする。

その際、「拠出に基づく年金」を基本とするわが国の年金制度の在り方、生活保護や各般の福祉的措置の果たしている役割を踏まえるものとする。

三、なお、国民年金法等の一部を改正する法律案の今国会での速やかな成立を図るため全力を尽くす。

年金を受給していない障害者に関する立法措置について
(合意)

平成十六年六月八日
与党年金制度改革協議会

一、年金を受給していない障害者の方々への対応については、本年四月六日、本協議会において、学生等の国民年金制度の発展過程で生じた特別な事情を考慮して、福祉的な観点から適切な措置を講ずる方向で、立法措置を含めた具体的な検討を行い、速やかに成案を得ることとする旨が合意されたところである。

二、当該合意に基づき、別紙要綱による法律案について速やかに成立を図り、平成十七年四月一日から確實に施行する。

三、「」の法律案に基づく必要経費については、予算編成過程において所要財源の確保に努める。

四、なお、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害を支給事由とする年金を受給していない障害者に対する福祉的措置については、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分配慮しつつ、今後とも検討していくものとする。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案に対する修正案

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二条中「障害を」を「日本国籍を有していなかつたため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を」に、「加えられるべきものとする」を「加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする」に改める。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案に対する修正案対照条文

修 正 案

(検討)

第二条 日本国籍を有していないなかつたため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に關する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

原 案

(検討)

第二条 障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に關する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられるべきものとする。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案に対する附帯決議

政府は、国民年金制度の発展過程で生じた無年金障害者の福祉の増進を図ることは奥深の課題であるとの認識の下、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 無年金障害者の生活を支える家族の高齢化等の実情を踏まえ、国民年金制度に加入できなかつた在日外国人その他の特定障害者以外の無年金障害者に対する福祉的措置については、本法の附則の規定に基づいて、早急に検討を開始し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 二 国民年金に加入できなかつた在日外国人及び在外邦人を含む現在無年金となつてゐる高齢者の社会保障制度における位置付けについても所要の検討を行うこと。
- 三 障害者の基礎的な生活の支えとなる特別障害給付金の額については、今後の障害基礎年金等の水準の推移を踏まえて検討すること。
- 四 本法の施行に当たつては、申請窓口となる市町村との連携を図りつつ、特別障害給付金の制度についての周知徹底を図るとともに、受給者が障害を有することに配慮して、請求手続の簡便化・迅速化等に努めること。
- 五 今後、無年金障害者が発生することがないよう努めること。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案に対する附帯決議（案）

平成十六年十一月一日

参議院厚生労働委員会

政府は、国民年金制度の発展過程で生じた無年金障害者の福祉の増進を図ることとは喫緊の課題であるとの認識の下、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、無年金障害者の生活を支える家族の高齢化等の実情を踏まえ、国民年金制度に加入できなかつた在日外国人その他特定障害者に対する福祉的措置については、本法の附則の規定に基づいて、早急に検討を開始し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

二、国民年金に加入できなかつた在日外国人及び在外邦人を含む現在無年金となつてゐる高齢者の社会保障制度における位置付けについても所要の検討を行ふこと。

三、特定障害者の基礎的な生活の支えとなる特別障害給付金の額については、今後の障害基礎年金等の水準の推移を踏まえて検討すること。

四、本法の施行に当たつては、申請窓口となる市町村との連携を図りつつ、特別障害給付金の制度について

の周知徹底を図るとともに、受給者が障害を有するに配慮して、請求手続の簡便化及び認定の迅速化等に努める」と。

五、今後、無年金者及びその可能性のある者の実態に関する調査を行うとともに、無年金者が発生することがないよう、万全の体制整備に努める」と。

右決議する。

無年金障害者に対する「坂口試案」

2002年7月

国が定めた「障害者基本法」の第20条において、「国および地方公共団体は、障害者の生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し、必要な施策を講じなければならない」としている。

しかし、年金に未加入であったが故に障害者になってしまっても年金給付を受けることのできない「無年金障害者」と呼ばれる一群の人達がいる。平成6年10月、衆議院における厚生委員会において、さらに同年11月に参議院厚生委員会において、無年金障害者の所得保障について、福祉的措置による対応を含め速やかに検討すること、との付帯決議を採択している。年金給付を受けることのできない障害者は、付帯決議に採択された通り、福祉的措置によって解決する以外に方法は残されていない。

無年金障害者となった者は、次の如く分類される。

1. 昭和57年1月の国籍要件撤廃前に障害事故の発生した外国籍の者。

推定で0.5万人

2. 昭和61年4月の第3号被保険者制度創設前に国民年金に任意加入せず、その期間中に障害事故の発生した被用者の被扶養配偶者。

推定で2.0万人

3. 平成3年4月の学生に対する強制適用前に国民年金に任意加入せず、その期間中に障害事故の発生した20歳以上の学生。

推定で0.4万人

4. 国民年金の強制適用の対象となっていながら、未加入或いは保険料を未納していて、障害事故の発生した者。

推定で9.1万人

以上の如く、推定で12万人を超える無年金障害者が存在する。約1割は生活保護を受け、約2割は何らかの仕事を持っていると言われているが、大多数の無年金障害者は家族等の支援によって生活を確保しているものと推測されている。しかし、支援する両親、親族等の高齢化が進み、環境は一層厳しくなっているとの指摘が多い。

福祉的措置の問題点

年金制度の外側で、福祉的措置をとったとしても、年金給付に相当する給付が行われることになれば、保険料を拠出してもしなくても同じ給付が得られることとなり、拠出制の年金制度に重大な影響を与える事になる。従って、年金給付よりも給付額や給付条件を制約のあるものにせざるを得ない。

しかし、福祉的な観点からの手当であったとしても、政策効果の期待される給付額でなければならない。

給付の内容

- ・ 対象者：無年金障害者のすべてを対象とする。
- ・ 要件：
 - ：生活の全般が保障されている施設入所者は対象外とする。
 - ：給付には本人の所得制限を付けるものとする。
 - また、障害は一級、二級の者とする。
- ・ 水準：
 - ：年金制度との均衡をはかり、旧障害福祉年金の額等を勘案の上、決定するものとする。
- ・ 調査：
 - ：福祉措置を講ずるに当たっては、至急に実態調査を実施するものとする。

考え方と結論

すでに述べた如く、無年金障害者は本人はもとより、その扶養者である両親をはじめとする親族等は高齢化が著しく、看過できない事態に立ち至っている。純粹に年金制度を中心に考えれば、保険料を負担した者にのみ給付は存在し、それに従わなかった者は排除される。しかし、現在の成熟した年金制度の下では発生しない無年金障害者が、学生など政策的移行期であったが故に発生した側面も否定できない。

学生など任意加入であった者を中心救済する案も存在するが、福祉的措置をとるためには立法化が必要であり、法制上からも対象者は無年金障害者をすべて同様にとり扱うことが妥当であるとの結論に達した。

給付の額については、年金制度に重大な影響を与えない範囲で決定す

べきであり、拠出制の年金制度の存立を揺るがしてはならないが、さりとて年金制度にこだわり過ぎては無年金障害者の生活実態を見失うことになる。全期間保険料免除の国民年金水準（月額22,339円）より低額とする意見もあるが、福祉という観点から政策効果に疑問が残る。昭和61年3月まで、被保険者となる20歳より前に障害者となったものや、拠出制の年金制度に加入しながら保険料納付要件を満たさず障害者になった者などに対して、全額国庫負担による障害福祉年金が支給されていた。当時の月額水準は1級で39,800円、2級で26,500円であり、同時期の拠出制障害年金は月額水準で1級61,867円、2級49,450円であった。現在では、1級83,775円、2級67,017円が支給されている。また、現在支給されている老齢福祉年金は、全額支給の場合34,333円である。これらの水準を勘案の上で決定するのが妥当と考える。

いずれにせよ、無年金障害者の生活実態は推測の域を出ず、速やかに実態調査を実施して、これらの人達への対応を開始しなければならない。